

2023 年世界無線通信会議（WRC-23）に向けた我が国の考え方

議題 1.1 4 800-4 990 MHz 帯における IMT 局に対する電力束密度（pfd）制限値の見直し

<議題の概要>

本議題は、4 800-4 990 MHz 帯において、国内領域に位置する無線局から、国際空域及び水域に位置する航空移動業務及び海上移動業務の局を保護するための方法を検討し、脚注 5.441B の pfd 基準値（制限値）を見直すことである（IMT 局による電力束密度（pfd）が、沿岸国の海岸線から 20 km の地点で海拔 19 km までの間で $-155 \text{ dB(W/(m}^2 \cdot \text{1MHz))}$ を超えないこと）。

<我が国の考え方>

日本は、WRC-23 における脚注 5.441B の電力束密度（pfd）の見直しの検討に向けて ITU-R で実施されている、4 800-4 990 MHz 帯で運用される国際空域・水域に位置する航空・海上移動業務の局の保護のための措置の検討を支持する。

議題 1.2 3 300-3 400 MHz、3 600-3 800 MHz、6 425-7 025 MHz、7 025-7 125 MHz 及び 10.0-10.5 GHz 帯の IMT への特定の検討

<議題の概要>

本議題は、3 300-3 400 MHz（第一地域の脚注改訂及び第二地域）、3 600-3 800 MHz（第二地域）、6 425-7 025 MHz（第一地域）、7 025-7 125 MHz（全地域）及び 10.0-10.5 GHz 帯（第二地域）の IMT への特定を検討するものである。

<我が国の考え方>

○ 7 025-7 125 MHz（全地域）

日本は、ITU-R における対象帯域での既存業務との共用・両立性検討を支持する。第三地域を含め全地域での検討対象となっている 7025-7125 MHz について、IMT と既存業務との共用・両立性検討の結果を踏まえ、当該周波数帯における IMT との既存業務の共用・両立性検討が実施され、既存の一次業務の保護が確保され、追加の制約が課されないことを条件に、地上系 IMT への世界的な特定を支持する。

○ 3 300-3 400 MHz（第一地域の脚注改訂及び第二地域）

日本は、ITU-R における対象帯域での既存業務との共用・両立性検討を支持する。

○ 3 600-3 800 MHz（第二地域）

日本は、ITU-R における対象帯域での既存業務との共用・両立性検討を支持する。

○ 6 425-7 025 MHz（第一地域）

日本は、ITU-R における対象帯域での既存業務との共用・両立性検討を支持する。IMT と既存業務との共用・両立性検討の結果を踏まえ、当該周波数帯における IMT と既存業務の共用・両立性が実現可能であれば、既存の一次業務の保護が確保され、追加の制約が課されないことを条件に、規模の経済の恩恵を享受する観点において、第一地域における 6425-7025 MHz 帯の IMT への特定に対する適切な処置を支持する。

○ 10.0-10.5 GHz 帯（第二地域）

日本は、ITU-R における対象帯域での既存業務との共用・両立性検討を支持する。

議題 1.3 第一地域における 3 600-3 800 MHz 帯の移動業務への一次分配の検討

<議題の概要>

本議題は、第一地域で移動業務に二次分配されている 3 600-3 800 MHz 帯を、一次分配に格上げすることを検討するものである。

<我が国の考え方>

日本は、移動業務に分配される周波数の世界的な調和のため、共用・両立性検討の結果を踏まえ、既存の一次業務が適切に保護されることを前提に、第一地域において 3 600-3 800 MHz 帯での移動業務への一次分配に対する適切な規制措置を支持する。

議題 1.4 2.7 GHz 未満の IMT 特定周波数帯における HIBS の使用

<議題の概要>

本議題は、2.7 GHz 未満の周波数帯ですでに IMT に特定されている帯域（一部）の HIBS（IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局）への特定を検討するものである。日本により提案された議題である。

<我が国の考え方>

日本は、共用・両立性検討の結果を踏まえ、他の IMT 利用を含む既存一次業務、隣接業務を適切に保護することを前提に、現在の CPM テキスト案に向けた作業文書における各対象帯域に対応する以下のメソッド及び関連する適切な規制条件を支持する。

- Method A2 (694-960 MHz 又はその一部を HIBS に特定)
- Method B2 (1 710-1 885 MHz 又はその一部を HIBS に特定)
- Method C2 (1 885-1 980 MHz、2 010-2 025 MHz、2 110-2 170 MHz 又はその一部の HIBS の利用に係わる既存の条件を見直す)
- Method D2 (2 500-2 690 MHz 又はその一部を HIBS に特定)

また、高度 18 km での HIBS の運用が既存業務の展開に悪影響を与えないという、共用・両立性検討における感度分析の結果を前提に、既存の無線通信規則第 1.66A 条の HAPS の高度定義（20-50 km）に対して HIBS は 18 km まで運用できることを規定することを支持する。

なお、決議第 247 に基づき HIBS と地上 IMT 基地局の端末は同一のため、端末に規制条件を付与することは、既存 IMT 特定にも新たな制約を与えることとなり、決議第 247 の WRC-23 への要請に反する。従って、HIBS と接続する端末に関わる検討は議題 1.4 の範囲外として扱うべきである。

議題 1.5 第一地域における 470-960 MHz 帯の既存業務の周波数利用と周波数需要の見直しとこれに基づく規則条項の検討

<議題の概要>

第一地域での 470-960 MHz 帯において、既存業務の周波数利用及び放送業務と移動業務（航空移動業務を除く）の周波数需要の見直しを行い、必要に応じて 470-694 MHz 帯における規則条項を検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、第一地域における 470-694 MHz の既存業務の周波数利用・需要動向および既存業務と移動業務との共用・両立性に関する ITU-R の研究を支持する。その結果に基づく規制条項の見直しは、第三地域の既存業務に悪影響を及ぼさないことが必要である。

議題 1.6 準軌道飛行体（サブオービタル機）の導入促進のための規制条項の検討

<議題の概要>

サブオービタル機に搭載する局と地球/宇宙局との通信の周波数ニーズを検討するとともに、サブオービタル機に搭載する局を導入するための RR の改訂を検討し、その結果に基づき、WRC-23 会合以降の WRC 会合における追加の周波数分配の検討の必要性を特定するもの。

<我が国の考え方>

日本はサブオービタル機に搭載される局と地上/宇宙局との通信のための周波数ニーズと、決議 772 (WRC-19) にもとづく無線規則の適切な修正に関する ITU-R の検討を支持する。今後、具体的な周波数の特定がなされた際には、既存業務の適切な保護がなされなければならない。

議題 1.7 117.975-137 MHz 帯における、地球から宇宙及び宇宙から地球の双方向への航空移動衛星業務 (AMS (R)S) への新規分配の検討

<議題の概要>

航空 VHF 通信について、関連する技術特性を特定し、当該周波数帯における新たな航空移動衛星システムと、同一・隣接周波数帯における既存業務との共用・両立性検討を実施するとともに、上記検討を踏まえ、航空移動衛星業務への潜在的な新規分配に係る、技術的及び規制面の勧告を検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、決議 428 (WRC-19) に従い、地球から宇宙、宇宙から地球方向への新しい AMS (R) S 割当のための ITU-R の検討を支持する。

議題 1.8 無人航空機システムの制御及び非ペイロード通信による固定衛星業務の利用のための決議 155 (WRC-19 改) 及び RR 5.484B の見直しと適切な規制条項の検討

<議題の概要>

決議 155 に規定された Ku/Ka 帯の周波数帯における、無人航空機システム (UAS) の制御及び非ペイロード通信 (CNPC) による固定業務の利用のための技術・運用・規制面の検討を、国際民間航空機関 (ICAO) における議論の進捗も考慮しながら実施するもの。またその結果を踏まえ、決議 155 及び RR 5.484B の見直しを行うもの。

<我が国の考え方>

日本は、決議 171 (WRC-19) に従い、議題 1.8 に関連して実施されている ITU-R における検討を支持する。一方で、UAS CNPC の利用が想定される周波数帯域の同一／隣接帯域における既存の業務に影響を与えてはならない。

議題 1.9 航空移動業務 (R) に分配された HF 帯における民間航空の人命保護のためのデジタル技術の導入とアナログシステムとの共存のための RR 付録 27 の見直しと規制条項の検討

<議題の概要>

2 850-22 000 kHz 帯の航空移動業務について、航空 HF 通信の近代化に伴い必要となる付録 27 の改訂事項や、新たなデジタル航空広域 HF システムの導入に係る移行手続きの必要性を特定し、導入に向けた勧告を策定するもの。また、関連する技術特性を特定し、必要な共用・両立性検討を実施するもの。

<我が国の考え方>

日本は、決議 429 (WRC-19) に従い、2 850-22 000 kHz の AM(R)S 用の広帯域短波技術に対応するため、既存の AM(R)S 短波システムにおける同一／隣接周波数帯域の一次業務に対する有害な干渉を避ける必要性を考慮しつつ、RR 付録 27 に必要な修正を特定することを目的とした ITU-R の研究を支持する。RR 付録 27 の変更を行うに当たっては、異なる広帯域短波技術が存在することを踏まえ、技術の中立性を考慮し、新しいデジタル広帯域短波システムを認めるべきである。

議題 1.10 非人命保護用途の航空移動アプリケーションのための航空移動業務への新規分配のための検討

<議題の概要>

非人命保護用途の航空移動アプリケーションに対する周波数ニーズの調査をするもの。また、「航空移動業務は除く」制限を潜在的に削除・改訂することを目途に、22-22.21 GHz 帯における共用・両立性検討を実施するとともに、航空移動業務への新規分配を目途に、15.4-15.7GHz 帯における共用・両立性検討を実施するもの。

<我が国の考え方>

日本は、決議 430 (WRC-19) に従い、非人命保護用途の航空移動アプリケーションの利用のための航空移動体サービスの新規割当に関する周波数ニーズ、無線通信サービスとの共存、規制措置に関する ITU-R における検討を支持する。一方で、15.4-15.7GHz および 22-22.21GHz 帯ならびに隣接周波数帯における既存の業務に影響を与えてはならない。

議題 1.11 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) 近代化及び e-navigation 実施のための規則条項の検討

<議題の概要>

決議 361 (WRC-19、改) による海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の近代化及び e-navigation 実施のための規則条項の検討であり、resolves 1 において GMDSS 近代化、resolves 2 において e-navigation の実施、resolves 3 として GMDSS 追加衛星システム (中国の BeiDou (北斗) 衛星システムを想定) 導入について検討を行うもの。

<我が国の考え方>

Issue A (resolves 1) について、日本は、GMDSS 近代化のための MF/HF のための自動接続システム (ACS) と国際 NAVDAT システムの導入を支持する。日本は、ITU-R の研究では、NAVDAT システムの導入や GMDSS 機器の IMO 性能基準改定など、GMDSS 近代化のための IMO の活動が考慮されると考える。

Issue B (resolves 2) について、我が国は、e-navigation の実施のために、IMO の活動を考慮しつつ、ITU-R の研究を支持する。

Issue C (resolves 3) について、我が国は、GMDSS への追加 GSO 衛星システムの導入が、同一周波数帯及び隣接周波数帯の既存業務との共用及び両立性に関する研究結果により、既存業務の保護が保証されるよう検討されると考える。

議題 1.12 45 MHz 帯衛星搭載レーダーサウンダーのための地球探査衛星業務(能動)への新規二次分配のための検討の実施

<議題の概要>

45 MHz 周辺の周波数の範囲においてスペースボーンレーダーサウンダー用途に地球探査衛星業務 (EESS) (能動) への新規二次分配の可能性について、隣接帯域を含む既存業務の保護を考慮しつつ、検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、45 MHz 付近の周波数領域における、衛星搭載レーダーサウンダーのための地球探査衛星業務 (能動) への新規二次分配について、ITU-R の検討において、該当周波数帯または隣接周波数帯の既存業務が保護され、それら業務に追加の制限を課さないことが明らかになった場合は、当該分配の検討を支持する。

議題 1.13 14.8-15.35 GHz 帯に二次分配されている宇宙研究業務の一次分配への格上げの検討

<議題の概要>

14.8-15.35 GHz 帯に二次分配されている宇宙研究業務の一次分配への格上げを検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、14.8-15.35 GHz 帯と 15.35-15.4 GHz 帯の既存業務を保護しつつ、それらに制約が課されないようにしながら、14.8-15.35 GHz 帯の SRS 分配を二次業務から一次業務に格上げする ITU-R の研究を支持する。

議題 1.14 現代のリモートセンシング観測の要求に則った 231.5-252 GHz 帯における地球
探査衛星業務(受動)に係る既存分配の見直しと新規分配の検討

<議題の概要>

231.5-252 GHz の周波数範囲における地球探査衛星業務（受動）について、より最新のリモートセンシング観測要求条件に対応するため、既存分配と可能性のある将来分配について、見直しと再分配を検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、ITU-R による研究結果の対象となっている決議 662 (WRC-19) に基づく、231.5-252 GHz の周波数領域における地球探査衛星業務（受動）への既存分配の調整、あるいは、新規一次分配についての検討を支持する。231.5-252 GHz の周波数領域における地球探査衛星業務（受動）への分配が変更された場合には、本周波数帯が分配されている他の一次業務の運用に対して、不利な影響を与えてはならない。

議題 1.15 固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する航空機及び船舶上の地球局による
12.75-13.25 GHz 帯(地球から宇宙)の利用の調和

<議題の概要>

固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する航空機及び船舶上の地球局による 12.75-13.25 GHz 帯(地球から宇宙)の利用について調整するもの。

<我が国の考え方>

日本は、決議 172 (WRC-19) に従って、ITU-R WP 4A において現在行われている、12.75-13.25 GHz 帯とその隣接周波数帯における既存業務を保護しながら、12.75-13.25 GHz 帯（地球から宇宙）において、固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する航空機／船舶搭載地球局の利用に関する研究を支持する。

さらに、日本は、上記航空機／船舶搭載地球局の運用のための技術的条件や規則要件を作成する ITU-R の研究も支持する。

議題 1.16 非静止軌道における固定衛星業務の移動する地球局による 17.7-18.6GHz、18.8-
19.3 GHz 及び 19.7-20.2 GHz (↓) 並びに 27.5-29.1 GHz 及び 29.5-30 GHz (↑)
の使用のための研究及び技術・運用・規則面の手段の検討

<議題の概要>

非静止軌道における固定衛星業務の移動する地球局 (ESIM: Earth station in motion) による 17.7-18.6 GHz、18.8-19.3 GHz 及び 19.7-20.2 GHz (宇宙から地球) 並びに 27.5-29.1 GHz 及び 29.5-30 GHz (地球から宇宙) の使用のための研究及び技術・運用・規則面の手段について検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は固定業務、移動業務、他の固定衛星業務システムにおける既存業務を保護しながら、それらの将来の利用に制限を課さない ITU-R の研究を支持する。

議題 1.17 特定帯域における衛星間リンクの規則に対する衛星間業務への分配追加による適切な規則条項の決定と実施

<議題の概要>

固定衛星業務の衛星間通信を可能にするために規制措置と必要に応じた静止衛星・非静止衛星間の通信への新規周波数割当てを検討するもの。

<我が国の考え方>

11.7-12.2 GHz 帯における第三地域の放送衛星業務を保護し、その将来の利用にいかなる追加の制約も課されないようにするために、日本は本周波数帯における第三地域の放送衛星業務に対し、NOC (RR からの変更なし) を支持する。さらに日本は、決議 773 (WRC-19) に基づく 11.7-12.7 GHz 帯、18.1-18.6 GHz 帯、18.8-20.2 GHz 帯及び 27.5-30 GHz 帯における、衛星間通信の利用に関する共用・両立性検討と、技術条件や規則要件に関する ITU-R の検討を支持し、そのような利用においては、これら周波数帯とその隣接周波数帯が分配されている一次業務は確実に保護されるべきである。

議題 1.18 狭帯域移動衛星システムの発展のための移動衛星業務の周波数需要及び新規分配の検討

<議題の概要>

狭帯域移動衛星システムの発展のための移動衛星業務の周波数需要及び新規分配について検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、本議題が第一地域と第二地域の課題であることに留意しつつも、第三地域の同一周波数帯と隣接周波数帯における、IMT システムを含む一次業務を保護するための ITU-R の検討を支持する。さらに、これら既存の一次業務は、議題 1.18 に関して WRC-23 でどのような決定がなされたとしても、追加の規則的、または、技術的制約なしで、運用を継続可能とすべきである。

議題 1.19 第二地域における 17.3-17.7 GHz 帯の宇宙から地球方向の固定衛星業務への新規一次分配の検討

<議題の概要>

第二地域における 17.3-17.7 GHz 帯の宇宙から地球方向の固定衛星業務への新規一次分配について検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、議題 1.19 に関する ITU-R におけるどのような検討も、本議題の検討対象周波数帯とその隣接周波数帯に分配されている業務の保護を、確実なものにする必要がある。

議題2 RRに参照による引用をされたITU-R勧告の参照の現行化

<議題の概要>

RRにおいて義務規定として参照・引用されているITU-R勧告がWRC-19以降に改訂された場合、改訂されたITU-R勧告についてRRにおける参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。また、RRがITU-R勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

<我が国の考え方>

日本は、RRに記載されるITU-R勧告の参照について、決議27（WRC-19、改）に基づき見直すことを支持する。

議題4 決議・勧告の見直し

<議題の概要>

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わないWRC決議・勧告が対象。

<我が国の考え方>

日本は、本議題の検討対象となるWRC決議及び勧告について、決議95（WRC-19、改）に基づき、見直すことを支持する。

議題7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

<議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、無線通信局における衛星網のファイリングの処理にかかる事務処理の積滞解消及び無線通信局と主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

<我が国の考え方>

日本は、本議題の検討対象となる衛星網の調整手続について、全権委員会決議第86（2002年マラケシュ、改）に基づき、見直すことを支持する。また、衛星網は必要な周波数調整を行った後に運用を開始されるべきという原則を維持し、既存および将来の衛星網に悪影響が生じる可能性がある包括的な見直しではなく、本議題の各Topicおよびitemについて慎重に検討する手法により、規則・手続の見直しを行うことを支持する。

Topic Cについて、7/8 GHzおよび20/30 GHz帯で運用するGSO MSS衛星網をNGSO衛星システムから適切に保護することを支持する。

また、Topic Fについて、BSSフィーダリンクにおいて、自国を外国衛星のサービスエリアから除外すること及びカバレッジエリアをサービスエリアに合わせることを規定するRR AP30Aの改定を支持する。

議題 8 脚注からの自国の国名の削除

<議題の概要>

RR の周波数分配表を簡素化するため、決議第 26 (WRC-19、改) に従い、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

<我が国の考え方>

日本は、他国の脚注からの自国名削除について、基本的には我が国の既存業務に対し影響はないことから支持する。

議題 9 無線通信局長の報告

議題 9.1 WRC-19 以降の無線通信部門の活動

課題 9.1(a) RR における宇宙天気センサの適切な認知及び保護に向けた研究の見直し

<課題の概要>

RR における宇宙天気センサの適切な認知及び保護に向けた宇宙天気センサの技術・運用特性、周波数要件、適切な無線業務の指定に関する研究の見直しを行うもの。

<我が国の考え方>

宇宙天気の観測は、通信・放送・測位等における安定した電波利用を始め、電力、航空、宇宙利用など幅広い領域で必要とされており、ICT 社会の発展においてその必要性はさらに高まっている。日本は、ITU-R で行われている宇宙天気センサの適切な認知と保護に関する研究を支持する。認知に関しては、日本は、RR における宇宙天気センサの適切な認知を作成すること、宇宙天気センサの適切な無線通信業務を決定することが必要であると考え。保護について、日本は、同一周波数帯及び隣接周波数帯に分配されている既存業務へ追加的な制約を課さないことを条件に、周波数要件関連の干渉基準に関する、さらなる研究を支持する。

課題 9.1 b) 1 240-1 300 MHz 帯におけるアマチュア業務及びアマチュア衛星業務の分配の見直し

<課題の概要>

本議題は、1 240-1 300 MHz 帯に二次分配されているアマチュア業務（及びアマチュア衛星業務）について、分配を削除せずに、無線航行衛星業務（RNSS）（宇宙から地球）の局（受信機）を保護するための技術的及び運用上の検討を行うことである。欧州により提案された議題である。

<我が国の考え方>

日本は、ITU-R における 1 240-1 300 MHz 帯に二次分配されているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務から無線航行衛星業務（RNSS）（宇宙から地球）の局（受信機）を保護するための技術的及び運用上の検討を支持する。

課題 9.1 c) 固定業務に一次分配された周波数帯での固定ワイヤレスブロードバンドのための IMT システムの利用

<課題の概要>

開発途上国等の通信サービスが十分に提供されていない地域に、費用効率の高いブロードバンドサービスを提供することで、世界中の情報格差を解消することを目標とし、固定業務が一次分配されている周波数帯において、関連するITU-R研究、ハンドブック、勧告及び報告を考慮に入れつつ、固定無線ブロードバンドへのIMTシステムの利用について必要な研究を行うもの。

<我が国の考え方>

日本は、本議題の下での無線通信規則の改訂は、決議 175 (WRC-19) の廃止を除き、支持しない。

日本は、現在進行中の ITU-R における研究を受けて、既存の ITU-R 勧告、報告、ハンドブックを修正、又は必要に応じて新規の ITU-R 文書の策定の検討は支持する。

課題 9.1(d) 36-37 GHz 帯における NGSO 宇宙局からの EESS 保護

<課題の概要>

37.5-38 GHz 帯の非静止衛星システム宇宙局からの 36-37 GHz 帯地球探査衛星業務(受動)の保護について検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、37.5-38 GHz 帯の非静止軌道固定衛星業務システムから、36-37 GHz 帯で運用する地球探査衛星業務(受動)を保護する ITU-R の研究を支持する。本研究において、適切な勧告や報告の作成につながるような、非静止軌道固定衛星業務システムについての十分な検討が行われるべきである。

議題9.2 RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討

<議題の概要>

RR を実際に適用していく中で遭遇する、困難性を有する規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

<我が国の考え方>

現時点では特になし。

議題9.3 決議80 (WRC-07、改) の規定に応じた措置に関する検討

<議題の概要>

決議第 80 (静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定)に基づき、ITU 憲章第 44 条及び RR 前文 0.3 に含まれる基本原則について、ITU-R で研究のうえ RRB において審議し、その進捗状況を毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

＜我が国の考え方＞
現時点では特になし。

議題 10 将来の世界無線通信会議の議題

＜議題の概要＞

次回世界無線通信会議の議題、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を ITU 理事会へ提言するもの。

＜我が国の考え方＞

WRC-27 の新議題に、以下の議題を含めることが適当である。

- ・脚注 5.564A と 5.565 の見直しを含めた 275-300 GHz の周波数範囲内での移動業務、固定業務、電波天文業務、地球探査衛星業務（受動）への新たな一次分配及び周波数分配表の制定に関する検討。
- ・ワイヤレス電力伝送(WPT)に関する検討

RR 第 21.5 条

＜議題の概要＞

RR 第 21.5 条で規定される電力制限値について、能動素子のアレイで構成されるアンテナ（AAS: Advanced Antenna Systems）を用いる 26 GHz 帯の IMT 局への適用可否等について検討を行い、無線通信局長に検討結果を報告するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、RR 第 21.5 条で規定される電力制限値の、能動素子のアレイで構成されるアンテナを用いる（26 GHz 帯の）IMT 局への適用可否及びこれらの IMT 局の通告に関する第 21.5 条の検証に関する ITU-R における進行中の検討を支持する。第 21.5 条に規定されている空中線入力電力の値について、アクティブアンテナシステムを用いた IMT 無線局では、総輻射電力（TRP）の値を用い、参照帯域幅として 200 MHz を採用すべきである。

また、第 21.5 条に規定されている空中線入力電力の値を、IMT 無線局のアクティブアンテナシステムを構成する一つの送信機から空中線素子への入力電力と解釈することは、宇宙業務の宇宙局（人工衛星局）の保護の観点からは不十分である。

決議 427 RR の航空業務に関連する条項の更新

＜議題の概要＞

RR の Volume I の第 4、5、6、8 章とこれらに関連する付録に限定し、ICAO SARPs と整合の取れていない古い条項の更新を検討するもの。WRC-23 議題には設定されておらず、WRC-23 に対して特定のアクションを求めるものとはなっていないが、関係する WP で検討を行い、無線通信局長に検討結果を直接報告するよう推奨されている。

＜我が国の考え方＞

日本は、決議 427（WRC-19）に従い、ICAO SARPs と整合の取れていない古い航空規定条項を特定するための無線規則の関連条文及び関連付録に関する ITU-R の研究、並びにこれらの規定を更新するための規制文書の作成を支持する。

決議 655 時系の定義及び無線通信システムを介した報時信号の配信

<議題の概要>

決議 655 に基づき ITU-R で行われた、現行及び将来の標準時系並びに無線通信システムにより配信される報時信号の内容及び構成に係る研究状況に関する無線通信局長報告を審議するもの。

<我が国の考え方>

日本は、APG15 及び WRC-15 の際の対処方針「UTC へのうるう秒調整を廃止し、新たな連続時系を導入する。新たな連続時系は、「UTC」の名称を引き継ぐ。」と同様にうるう秒を廃止し、新たな連続時系を導入することと、新しい時系を引き続き UTC と呼ぶことを支持する。

第 27 回国際度量衡総会（2022 年 11 月）に上程予定の UTC の使用及び今後の展開に関する決議案 D にて提案されている「UT1-UTC」の許容偏差の上限値の引上げについては、実質的なうるう秒調整の廃止及び連続時系の移行を導くものであることから、我が国として CGPM の取組を受容する。